

「とくしま創業促進事業」に係る事業概要

1. 事業内容

(1) 執行団体の業務内容

執行団体は本事業を円滑に実施するため、徳島県が実施する創業支援事業との連携を図るとともに、次の業務を行う。

- ① 本事業の周知・広報
- ② 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- ③ 本事業に関する公募
- ④ 間接補助事業者選定のための審査会の開催、審査委員の選定・委嘱
- ⑤ 間接補助事業者決定に係る業務(交付申請書の受理、交付決定通知書の発出等)
- ⑥ 間接補助事業者の伴走支援、進捗状況管理、確定検査、支払手続
間接補助事業者のニーズを踏まえ、販路開拓や資金計画の作成、技術的支援、広報、人的ネットワーク形成等のきめ細かい支援を行うこと。
- ⑦ 補助事業年度終了後における事業継続状況報告
補助事業年度終了後5年間において、間接補助事業者の事業継続状況報告を県に提出すること。
- ⑧ その他の事業管理に必要となる事項についての対応
- ⑨ その他徳島県が必要と認める業務

※間接補助事業者への補助要件等は、別紙2『「とくしま創業促進費補助金(一般枠・スタートアップ枠)」の補助要件等について』に定めるほか、(3)により規定される交付要綱によるものとする。

(2) 事業の実施期間

原則として、交付決定日から翌年3月末までとする。

執行団体は、間接補助金交付申請の状況及び交付決定等に関して必要があれば、事業実施期間等について、徳島県に指示を仰ぐものとする。また、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合には、速やかに徳島県の指示を仰ぐものとする。

(3) 交付要綱の承認

執行団体は、本事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について別途交付要綱を定め、徳島県の承認を受けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

交付要綱には次に掲げる事項を規定すること。

- ① 交付対象要件の定義及び補助金の額
- ② 交付申請及び実績報告
- ③ 交付決定及び補助金の額の確定等
- ④ 申請の取下げ
- ⑤ 計画変更の承認等
- ⑥ 補助金の支払
- ⑦ 交付決定の取消し等
- ⑧ 事業実施状況の調査

⑨ 個人情報保護等に係る対応

⑩ その他必要な事項

(4) 指導監督等

① 県は、執行団体による本事業の実施に関し、指導監督を行うものとする。

② 執行団体は、間接補助事業者の決定に当たっては、必要に応じて、申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、県に対して協議するものとする。

③ 県は、執行団体に対し、間接補助事業者の決定に当たって、事前協議の際に、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。

④ 執行団体は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等は、県に対して遅滞なく報告及び相談を行うものとする。

⑤ 県は執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

⑥ 執行団体は、本事業の実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事業が生じたときは、県に対し速やかに報告、協議するものとする。

(5) 事業実施に関して執行団体が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

執行団体が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、対応を協議する。なお、執行団体の故意・過失の度合いに応じて、本補助金から支払わないものとするができることとする。